証券コード 2332
平成28年６月６日

株　主　各　位

東京都港区芝浦一丁目12番３号
株式会社クエスト
代表取締役社長 佐藤和朗

第52回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第52回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月20日（月曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

１．日　　時　　平成28年６月21日（火曜日）午前10時
２．場　　所　　東京都港区芝浦三丁目16番18号
　　ホテルＪＡＬシティ田町 東京　地下１階　鳳凰の間
　　（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
　報告事項　１．第52期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　２．第52期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類報告の件
　決議事項
　　第１号議案　剰余金処分の件
　　第２号議案　定款一部変更の件
　　第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件
　　第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
　　第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
　　第６号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件
　　第７号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.quest.co.jp/irinfo/zaimu.html）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成27年4月 1 日から
平成28年3月31日まで）

1．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、輸出関連企業を中心とした企業収益の改善が進む一方で、米国のゼロ金利政策解除による金融市場の変動、中国経済の減速、原油価格の下落などの影響により、先行きが不透明な状況で推移しました。

当社グループ（当社及び連結子会社）の属する情報サービス業界においては、経済産業省の「特定サービス産業動態統計調査2016年２月分確報」の情報サービス業の項によると、2月の売上高は前年同月比2.5％の増加となり年度を通して緩やかな回復基調で推移しております。

当社グループは、現下の経営環境を踏まえ、経営ビジョン“お客様とともにITの価値を高める信頼のパートナー”の実現を目指し、中期経営計画の方針として「成長し続ける、価値を創造し続ける連鎖を築く」を掲げ、以下の施策を推進し中期経営計画の達成に努めました。

[1]新たなサービス形態への参入・事業構造の変革

事業を時間精算で対価をいただく「常駐・派遣型の運用・保守サービス」と「ITコンサルティング」、成果物で対価をいただく顧客への「ソリューションの提供」と「アウトソーシング／請負型システム構築」の４領域に分類し、この中の「ソリューションの提供」と「アウトソーシング／請負型システム構築」を強化することでサービスの付加価値を高める。

・「ソリューションの提供」では、Microsoft Dynamics AXを活用したクエストERPの提供や、ITサービスマネジメントソリューションを持つプロダクトベンダーとのコラボレーション等を重点に置きながら、当社の有する各種ソリューションを提供する。
・「アウトソーシング／請負型システム構築」では、データセンターサービスの提供の他に、お客様のオフィスで当社サービスを提供するだけでなく、オフサイトとして当社オフィスからネットワークを通じてサービスを提供したり、(※1)ニアショアとしてコストパフォーマンスの得られる地方でのサービスの提供、オフショアとして海外拠点からのサービスを提供する。

[2]新たな産業領域への参入・産業ポートフォリオの変革
・成長産業にフォーカスしたリソース投入により業務領域の拡大を目指す。
・グローバルITベンダーやシステムインテグレーターとの協業を強化することで、ベースロードを確立する。
[3]新たな技術・サービスの提供
1）クラウド事業強化への取組み
・インフラ領域では、(※2)AWS他、クラウド事業者との協業
・アプリケーション領域では、プライベートクラウド、パブリッククラウド利用によるシステム開発・保守サービス提供の拡大
2）スマートデバイスによるソリューションの提供
3）ビッグデータ活用による新たなサービスの確立
[4]事業体質の強化
・中部支社の成長拠点としての体制確立
・スマートソリューション事業の市場開拓の強化
・プロジェクト品質の向上と人材の育成
・パートナー企業の開拓と戦略パートナーとの連携強化

以上取り組みをご報告申しあげますとともに、当連結会計年度における業績の概況は以下のとおりです。

売上高については、前期比10.1％増の81億34百万円となりました。利益については、営業利益は前期比14.5％増の３億51百万円、経常利益は前期比15.9％増の３億76百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比21.4％増の２億38百万円となりました。

セグメント別の業績は以下のとおりです。

システム開発事業については、大手電機メーカーグループ顧客や通信分野顧客からの開発案件に加え、ERPソリューション開発案件が増加し、売上高は前期比16.0％増の45億83百万円となりました。

インフラサービス事業については、主要顧客グループ各社へのサービス拡大により、売上高は前期比4.3％増の33億59百万円となりました。

※1.ニアショアとは、オフショアが海外でシステム開発や保守を行うことに対し、国内の遠隔地でシステム開発や保守を行うことを指します。首都圏等と比較して地方はコストパフォーマンスの面から優秀な人材を確保し易く、かつ物価が安いことなどにより、競争力のあるサービスの提供が可能となります。

※2.AWSとは、米Amazon.comが提供するクラウドコンピューティングサービス（Amazon Web Services）のことです。

事業セグメント別売上を表で示しますと次のとおりです。

セグメント区分	第51期（平成27年３月期）（前連結会計年度）		第52期（平成28年３月期）（当連結会計年度）		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	増減額	増減比
	千円	%	千円	%	千円	%
システム開発	3,951,801	53.5	4,583,612	56.3	631,810	16.0
インフラサービス	3,222,226	43.6	3,359,814	41.3	137,588	4.3
その他	215,820	2.9	191,335	2.4	△24,484	△11.3
合計	7,389,848	100.0	8,134,763	100.0	744,914	10.1

（注）１．セグメント間取引については、相殺消去しております。
２．「その他」の事業には、受託計算サービス事業、データエントリー事業及び商品販売事業等を含んでおります。

②設備投資の状況
特記すべき事項はありません。

③資金調達の状況
特記すべき事項はありません。

④事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
特記すべき事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況
特記すべき事項はありません。

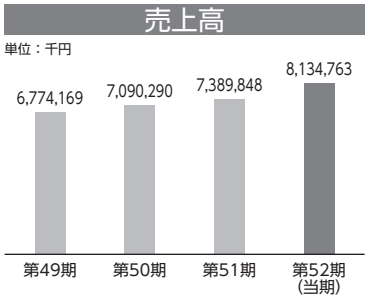
⑥吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
特記すべき事項はありません。

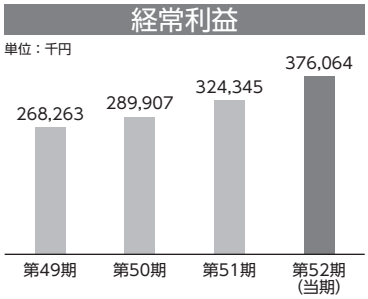
⑦他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
当社は平成27年９月24日付でスペース・ソルバ株式会社の株式を取得し、同社は持分法適用関連会社となりました。

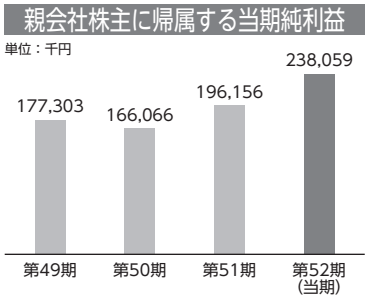
(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

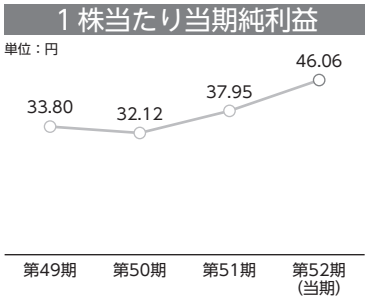
区　　分	第 49 期 (平成25年３月期)	第 50 期 (平成26年３月期)	第 51 期 (平成27年３月期)	第 52 期 (平成28年３月期)
売　　上　　高(千円)	6,774,169	7,090,290	7,389,848	8,134,763
経　常　利　益(千円)	268,263	289,907	324,345	376,064
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	177,303	166,066	196,156	238,059
１株当たり当期純利益 (円)	33.80	32.12	37.95	46.06
総　　資　　産(千円)	4,509,080	4,831,732	5,066,943	5,011,123
純　　資　　産(千円)	3,638,565	3,621,394	3,885,672	3,779,215
１株当たり純資産額 (円)	703.81	700.56	751.77	731.19

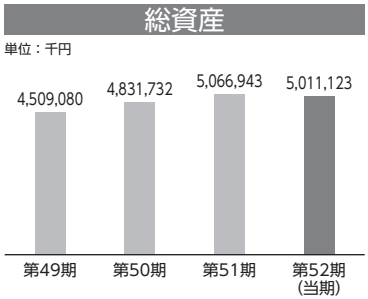
(注)「１株当たり当期純利益」及び「１株当たり純資産額」は、自己株式控除後の発行済株式の総数により算出しております。

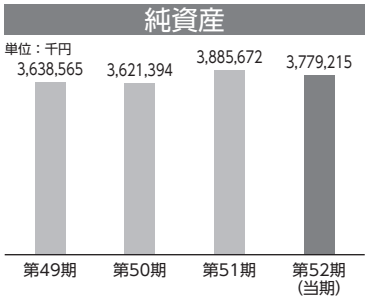












⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ドラフト・イン	30,000千円	100.0%	データエントリー事業及び フィールドサポート事業
慧徳科技（大連）有限公司	2,037千元	100.0%	ソフトウェア開発及び システム運用管理業務

③その他の重要な企業結合の状況

当社は、スペース・ソルバ株式会社の株式を取得し、同社は持分法適用関連会社となりました。

⑷ 対処すべき課題

当社グループは、以下の事項について当社グループを取り巻く経営環境の中期的課題として認識しております。

業界環境について

・ITの「所有」から「利用」へのシフト鮮明
・クラウドコンピューティングの浸透
・アウトソーシング化の加速、進展
・スマートデバイスの急速な普及
・ネットサービス、ネットワークスタイルの拡大
・ビッグデータの活用
・IoT（Internet of Things）対象領域の拡大
・プライバシー保護、セキュリティ強化

顧客のニーズについて

・ビジネス／システムの共通プラットフォーム化
・製造、サービス・間接業務のアウトソーシング化の徹底
・IT保守運用コストを削減し新規分野に積極IT投資
・クラウドサービスによる低コスト、「安心・安全」への要望増加
・金融業界統合後の戦略投資への移行
・経営戦略・成長戦略・マーケティング戦略へのビッグデータ活用

当社グループは、毎期ローリングにて３ヶ年中期経営計画を立案し、当社ホームページのＩＲ情報において決算説明会資料等でその概略を公表しております。計画の遂行によりこれらの課題に対処することで、更なる企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、当社の取り組みに対するご理解を賜りますとともに、今後とも相変わりませぬご支援をお願い申しあげます。

⑸ 主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

主要な事業セグメント	内　　容
システム開発事業	・製造業、金融業、通信業等、幅広い業種の顧客に対する各種業務システムのコンサルティングからシステム設計、開発・保守に至るまでのシステム開発サービス
インフラサービス事業	・顧客企業が使用する様々なシステムに対し、インフラ構築、システムオペレーション、監視業務、ヘルプデスク、フィールドサポート、技術サービス・技術支援などのインフラ支援サービス

（注）主要な事業セグメント以外に「その他」の事業セグメントとして、受託計算サービス事業、データエントリー事業、商品販売事業等があります。

⑹ **主要な拠点**（平成28年３月31日現在）

①当社

本	社	東京都港区芝浦一丁目12番3号
東北支	社	宮城県仙台市青葉区中央四丁目6番1号
中部支	社	愛知県名古屋市中区錦一丁目17番26号
九州事業	所	大分県大分市荷揚町３番１号

②子会社

株式会社ドラフト・イン	東京都墨田区緑四丁目20番7号
慧徳科技（大連）有限公司	中華人民共和国遼寧省大連市中山区港湾街20B号

⑺ **使用人の状況**（平成28年３月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
708名	16名増

（注） 使用人数は就業人員であります。なお、パートタイマー及びアルバイト、嘱託社員等の臨時雇用人数は、当該人数が使用人総数の10％を下回っているため、表記を省略しております。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
670名	18名増	39.2歳	13.1年

（注） 使用人数は就業人員であります。なお、パートタイマー及びアルバイト、嘱託社員等の臨時雇用人数は、当該人数が使用人総数の10％を下回っているため、表記を省略しております。

⑻ **主要な借入先の状況**（平成28年３月31日現在）

該当事項はありません。

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．会社の現況

⑴ 株式の状況（平成28年３月31日現在）

①発行可能株式総数　9,560,000株
②発行済株式の総数　5,487,768株
③株主数　2,538名
④大株主

株主名	持株数	持株比率
	株	%
内田廣	837,410	16.20
有限会社内田産業開発	446,102	8.63
クエスト従業員持株会	362,890	7.02
花輪祐二	293,415	5.67
ＳＣＳＫ株式会社	268,710	5.19
株式会社ユニリタ	265,000	5.12
株式会社フュージョンパートナー	254,000	4.91
有限会社福田商事	165,000	3.19
内田マサ子	150,000	2.90
内田久恵	150,000	2.90

（注）1.当社は自己株式を319,208株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2.持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑵ 新株予約権等の状況

①当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
（平成28年３月31日現在）
該当事項はありません。

②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

⑶ 会社役員の状況

①取締役及び監査役の状況（平成28年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐藤　和朗	慧徳科技（大連）有限公司 執行董事
常務取締役	山口　哲弘	社長補佐（新規事業・新規マーケット担当） システムソリューション第二事業部担当
常務取締役	塚田　治樹	経理部長、経営管理部長 管理担当 株式会社ドラフト・イン 監査役 慧徳科技（大連）有限公司 監事
取締役	兒島　賢	インフラプロダクト＆インテグレーション事業部長 インフラソリューション事業部担当 中部支社担当 株式会社ドラフト・イン 取締役
取締役	山越　千秋	法務コンプライアンス室長 内部統制・コンプライアンス担当 ＩＲ担当
取締役	清澤　一郎	システムソリューション第一事業部長 IT Value-Up事業推進室担当 スマートソリューション技術開発室担当 東北支社担当
取締役	大橋　春彦	ITセンター長 金融システム事業部担当
取締役	佐野　十久司	人事総務部担当 渉外担当
常勤監査役	小西　和雄	
監査役	上柳　敏郎	東京駿河台法律事務所 パートナー
監査役	堀井　啓祐	株式会社１丁目ほりい事務所 代表取締役 株式会社朋栄 顧問 株式会社バイテックホールディングス 顧問

（注） 1．監査役の小西和雄氏、上柳敏郎氏、堀井啓祐氏は、社外監査役であります。
2．常勤監査役の小西和雄氏は、株式会社東芝並びにそのグループ会社の経理部に30年以上にわたり在籍し、平成20年６月から平成23年６月まで東芝エレベータ株式会社の取締役上席常務経理部長の職務に従事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3．当社は、監査役の小西和雄氏、上柳敏郎氏、堀井啓祐氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4．取締役の清澤一郎氏は平成28年４月１日付でシステムソリューション第一事業部長からシステムソリューション第一事業部担当となりました。またIT Value-Up事業推進室担当からIT Value-Up事業部担当となりました。
5．責任限定契約の内容の概要
当社は現行定款において、社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けておりますが、当該定款の規定に基づき当社が社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりです。

社外監査役は本契約締結後、会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにつき善意であり重大な過失がなかったときは、法令に定める額を限度として、損害賠償責任を負担するものとする。

②取締役及び監査役の報酬等

イ．当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	支給人数	支給額
取締役	8名	1億45百万円
監査役 （うち社外監査役）	3名 （3名）	19百万円 （19百万円）
合計 （うち社外役員）	11名 （3名）	1億65百万円 （19百万円）

（注）1．取締役の報酬限度額は、平成13年６月28日開催の第37回定時株主総会において、年額180百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2．監査役の報酬限度額は、平成12年６月29日開催の第36回定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。

ロ．当事業年度に支払った役員退職慰労金

当社は、平成19年６月21日開催の第43回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。

なお、当事業年度は対象となる退任者がいないため支給しておりません。

③社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・監査役上柳敏郎氏は、東京駿河台法律事務所のパートナーであります。当事業年度において当社と同所との間には取引関係はありません。

・監査役堀井啓祐氏は、株式会社１丁目ほりい事務所の代表取締役であります。当事業年度において当社と同社との間には取引関係はありません。

・監査役堀井啓祐氏は、株式会社朋栄並びに株式会社バイテックホールディングスの顧問であります。当事業年度において当社と両社との間には取引関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　　名	取締役会 出席回数	監査役会 出席回数	活動状況 （取締役会及び監査役会における発言状況等）
常勤監査役	小　西　和　雄	12回／12回	12回／12回	長年の企業における経理部門責任者としての経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 また、毎月開催される予算実績会議（関連会社予算実績会議含む）、部門長会議、統合セキュリティ委員会、内部統制委員会、経営会議、品質会議等に出席しております。
監　査　役	上　柳　敏　郎	11回／12回	11回／12回	弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監　査　役	堀　井　啓　祐	12回／12回	12回／12回	長年の企業における法務・コンプライアンス部門の責任者としての経験から、法令遵守に関する相当程度の知見を有し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

（注）監査役会では、各監査役は監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

⑷ 会計監査人の状況

①名　　称　有限責任監査法人トーマツ

②報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、および報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果に基づいて、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

③非監査業務の内容

該当事項はありません。

④会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める事由のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意をもって監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役は、解任後最初に招集される株主総会においてその旨及び理由等を報告します。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障があると判断した場合や職務遂行にあたり、何らかの欠格事由に該当すると認められる場合は、監査役の過半数の同意をもって不再任とします。なお、会計監査人の不再任については、その旨及び理由等を記載した議案を株主総会に提出するため監査役会が決議し、取締役会に報告します。

⑤責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑸ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

・当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内部統制システム構築のための基本方針は以下のとおりです。

①取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1）取締役及び使用人が法令、定款及び社会規範を遵守した行動を取るための規範として、コンプライアンス体制に係る規程を制定します。
2）コンプライアンス担当取締役を任命し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備に当るとともに、取締役及び使用人に対する教育を行います。
3）内部統制全般を協議・推進する機関として、コンプライアンス担当取締役を委員長とし取締役及び部門責任者を委員として参画する内部統制委員会を設置します。
4）法令遵守に関し疑義ある行為について取締役及び使用人が社内の通報窓口を通じて会社に通報できる内部通報制度を運営します。当制度を利用し、相談や申告を行ったことを理由に、不利益な取扱いを行わないこととします。
5）取締役会は法令遵守のための体制を含む内部統制システムの方針・計画について決定するとともに、定期的に取締役から状況報告を受けるものとします。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1）取締役の職務執行に係る情報については、社内規程に基づき、その保存媒体に応じて適切・確実に定められた期間、保存・管理するものとします。
2）取締役及び監査役は、必要に応じて常時これらの文書を閲覧できるものとします。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1）社長を議長とする経営会議において全社的な事業リスク、コンプライアンスリスク等を総括的に管理します。セキュリティ等に関するリスクに対しては、統合セキュリティ委員会がこれを管理します。
2）各部門においてはリスクアセスメントを実施し、リスクへの対応を図ることで部門内のリスク管理体制を整備します。
3）緊急事態発生時の報告体制を整備するとともに、有事の際には社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、本部長は緊急連絡網により担当者を召集し、迅速に対応します。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1）取締役会において取締役及び使用人が共有する全社的な経営目標を定め、これに基づく３事業年度を期間とする中期経営計画を策定します。
2）取締役会は中期経営計画に基づき、事業部門毎に各事業年度の業績目標と予算を設定します。
3）各事業部門を担当する取締役又は部門責任者は、各事業部門が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務執行体制を決定します。
4）各事業部門を担当する取締役又は部門責任者は、経営会議、予算実績会議、部門長会議等において施策の遂行状況について定期的に報告し、施策及び効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図るものとします。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1）グループ会社の取締役等及び使用人は、関係会社管理規程等に基づき、当社に対し業務執行状況の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行うものとします。
2）グループ会社の取締役等及び使用人は、事業リスク、コンプライアンスリスク、セキュリティリスク等の重大な事実を認識した場合には、当社のグループ会社担当取締役、コンプライアンス担当取締役及び監査役に報告するものとします。

3）グループ会社は、取締役等及び使用人が共有する全社的な経営目標を定め、これに基づく３事業年度を期間とする中期経営計画を策定するものとし、各事業年度の業績目標と予算を設定します。
4）グループ会社の取締役等又は責任者は、予算実績会議等において施策の遂行状況について定期的に報告し、施策及び効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図るものとします。
5）法令、定款及び社会規範遵守のために、グループ会社の取締役等及び使用人はクエストグループ行動基準を遵守するものとします。
6）当社はグループ会社全体の内部統制に関する体制の確立・向上のため内部統制委員会を設置し、当社及びグループ会社間で内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等を効率的に行います。
7）内部監査室は、グループ会社の監査を行い、取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、有効であることを確認します。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
1）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役の職務を支援する使用人を置くことができるものとします。
2）使用人の任命、異動、評価等の人事に関する事項は、監査役と協議の上、定めるものとします。
3）内部監査室並びに管理部門スタッフは、監査役の求めにより監査に必要な調査を補助します。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
1）当社及びグループ会社の取締役等及び使用人は、監査役に対して、法令に従い会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を報告することに加え、次の事項を監査役会の求めに応じ報告します。
1.コンプライアンス違反に関する重要な事実
2.事故発生等による緊急事態
3.内部統制の実施状況
4.内部通報制度による通報状況及びその内容
5.事業概況、取締役等の活動状況
2）当社は、監査役への報告を行ったグループ会社の取締役等及び使用人に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨をグループ会社の取締役等及び使用人に周知徹底します。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1）監査役は必要に応じて、当社及び当社グループ会社の各種会議、打合せ等へ陪席することができるものとします。
2）監査役は、社長、会計監査人それぞれとの間で定期的会合を通じて情報及び意見交換を行います。

⑨財務報告の信頼性確保のための体制
1）財務諸表の適正性及び財務諸表を作成するために必要な業務プロセスに係わる内部統制の有効性についての評価は、内部統制に関する担当部署の確認の上で、社長がこれを行うものとします。
2）決算業務の懸念事項等について事前に会計監査人と意見交換や対応策の協議を行い、決算後には決算報告会を開催し今後の方針を検討します。

⑩反社会的勢力排除に向けた体制
1）社会的な秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、取引関係を含め一切関わりを持ちません。
2）不当な請求に対しては、必要に応じて顧問弁護士や警察等の外部専門機関と連携をとり、組織全体として毅然とした姿勢で対応します。

・業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

1）取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための取組み

取締役会規程を制定し、取締役が法令ならびに定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度においては取締役会を12回開催し、各議案について審議するとともに業務執行状況等の監督を行い、会社の意思決定及び監督の実効性は確保されております。

2）コンプライアンスに関する取組み

・クエストグループ行動基準を定め、取締役・使用人の行動が常に透明性をもって公正に行われることを徹底するための教育を実施しております。コンプライアンスへの理解を深める為に全従業員向けのｅ-ラーニングによるコンプライアンス及び情報セキュリティ教育（４回）を実施しております。
・コンプライアンス担当取締役を委員長とした「内部統制委員会」と「統合セキュリティ委員会」を設置し、取締役、部門責任者及びグループ会社の責任者を委員として、監査役、内部監査室の参画する会議を毎月１回開催しております。
・内部監査室は、各部門及びグループ会社に対して内部統制及び情報セキュリティに係る監査を実施しております。

3）リスク管理に関する取組み

社長を議長とする経営会議を毎月２回開催し、全社的な事業リスクを総括的に管理し、経営会議メンバーを主体にリスク管理規程に基づく対応をしております。

4）当社グループ会社における業務の適正を確保するための取組み

グループ会社が適切な内部統制システムを整備・運用するよう指導・推進し、業績を含む業務報告を毎月受けるとともに関係会社管理規程に則り、重要案件についての事前協議を行っております。

5）監査役監査の実効性を確保するための取組み

監査役は、取締役会への出席並びに常勤監査役の経営会議等の重要会議への出席を通じて、内部統制に係る問題点を把握し、システムの整備・運用状況を確認しております。

また内部監査室と連携してヒアリングや立会いによる調査を行い、内部統制システム全般をモニタリングし、運用状況の効率性について助言を行うとともに会計監査人とは定期的会合を開催し、内部統制システムに関する会計監査人の考え方について意見交換を行い、必要に応じて報告を求めております。

⑹ 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

⑺ 剰余金配当等の決定に関する方針

当社の剰余金配当等の方針は、配当性向のみの指標では、当該期の利益金額により変化することから、安定的利益還元を示すとされる純資産配当率（ＤＯＥ）を利益還元の指標として採用し、株主様への利益還元方針をより明確にすることとしております。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化、今後成長が見込める事業分野への投資などに活用してまいります。

また、自己株式の処分及び取得に関しましては、企業環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために、財務状況や株価の変動を勘案しながら適切に実行してまいります。

これらの方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、１株当たり30円とさせていただく予定でおります。

以上の結果、当期の連結ＤＯＥは4.0％となる見込みですが、連結ＤＯＥ5.0％を目指して日々の業務に取り組み、株主の皆様のご付託にお応えする方針です。

連結貸借対照表

（平成28年3月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	3,660,952	流動負債	956,491
現金及び預金	2,255,665	買掛金	272,220
売掛金	1,162,079	未払法人税等	88,123
仕掛品	40,087	賞与引当金	299,151
繰延税金資産	114,587	製品保証引当金	3,600
その他	88,532	プロジェクト損失引当金	75
固定資産	1,350,171	その他	293,320
有形固定資産	158,844	固定負債	275,417
建物	68,992	退職給付に係る負債	272,142
土地	69,864	役員退職慰労引当金	3,275
その他	19,986	負債合計	1,231,908
無形固定資産	29,624	（純資産の部）	
投資その他の資産	1,161,703	株主資本	3,816,688
投資有価証券	924,973	資本金	491,031
繰延税金資産	68,810	資本剰余金	492,918
その他	167,919	利益剰余金	3,055,632
		自己株式	△222,893
		その他の包括利益累計額	△37,472
		その他有価証券評価差額金	37,537
		為替換算調整勘定	2,956
		退職給付に係る調整累計額	△77,967
		純資産合計	3,779,215
資産合計	5,011,123	負債・純資産合計	5,011,123

連結損益計算書

（平成27年 4月 1日から
平成28年3月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		8,134,763
売上原価		6,974,245
売上総利益		1,160,517
販売費及び一般管理費		809,434
営業利益		351,082
営業外収益		27,220
受取利息	2,156	
受取配当金	21,205	
その他	3,859	
営業外費用		2,238
持分法による投資損失	2,194	
為替差損	40	
その他	3	
経常利益		376,064
税金等調整前当期純利益		376,064
法人税、住民税及び事業税	138,843	
法人税等調整額	△837	138,005
当期純利益		238,059
親会社株主に帰属する当期純利益		238,059

連結株主資本等変動計算書

（平成27年4月 1 日から
平成28年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	491,031	492,901	2,998,477	△222,753	3,759,655
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△180,904		△180,904
親会社株主に帰属する当期純利益			238,059		238,059
自己株式の取得				△219	△219
自己株式の処分		17		78	96
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	17	57,154	△140	57,032
当期末残高	491,031	492,918	3,055,632	△222,893	3,816,688

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	169,068	5,077	△48,129	126,016	3,885,672
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△180,904
親会社株主に帰属する当期純利益					238,059
自己株式の取得					△219
自己株式の処分					96
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△131,530	△2,121	△29,837	△163,489	△163,489
連結会計年度中の変動額合計	△131,530	△2,121	△29,837	△163,489	△106,457
当期末残高	37,537	2,956	△77,967	△37,472	3,779,215

連結注記表

1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

⑴ 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数	２社
・連結子会社の名称	株式会社ドラフト・イン 慧徳科技（大連）有限公司

⑵ 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

・持分法適用の関連会社数	1社
・持分法適用関連会社の名称	スペース・ソルバ株式会社
・持分法の適用の範囲の変更	当連結会計年度中に、新たにスペース・ソルバ株式会社の株式を取得し、関連会社に該当することとなったため、持分法適用の範囲に含めることとしたものです。

⑶ 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、慧徳科技（大連）有限公司の決算日は12月31日です。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

⑷ 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
ロ．その他有価証券	
・時価のあるもの	決算日の市場価格等による時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・時価のないもの	移動平均法による原価法
ハ．たな卸資産の評価基準及び評価方法	
・仕掛品	個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。なお、受注制作のソフトウェアに係るプロジェクト損失引当金は仕掛品と相殺して表示しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建　物　15年～47年

ロ．リース資産　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ．役員退職慰労引当金　役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
なお、平成19年６月21日開催の定時株主総会の終結の時をもって取締役及び監査役に係る退職慰労金制度を廃止し打ち切り支給を行うこととしておりますので、同日以降の役員退職慰労引当金の繰入は行っておりません。
退職慰労金の打ち切り支給額及び支給の方法等は、取締役会の協議によって決定し、支給時期は取締役の退任の時以降としております。

ニ．製品保証引当金　販売したソフトウェア等の無償補修に係る支出に備えるため、発生が見込まれる個別のプロジェクト毎に費用の見込額を見積計上しております。

ホ．プロジェクト損失引当金　将来の損失発生が見込まれるプロジェクトについて、プロジェクト毎に個別に見積もった原価と受注金額との差額を計上しております。

④　その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ．退職給付に係る負債の計上基準	退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。 過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。 なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
ロ．受注制作ソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準	当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクトについては、プロジェクトの進捗率に応じて売上計上する方法（プロジェクトの進捗率の見積りは原価比例法）を、その他のプロジェクトについては、プロジェクトの完成引渡時に売上計上する方法を適用しております。
ハ．消費税等の会計処理	税抜方式によっております。

2．会計方針の変更等に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日）等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更を行っております。

3．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　157,304千円

4．連結株主資本等変動計算書に関する注記

⑴　発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	5,487,768株	－株	－株	5,487,768株

⑵　自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	319,074株	247株	113株	319,208株

（注）　自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによるものです。
　　自己株式の数の減少は、単元未満株式の買増し請求により売り渡したものです。

⑶　剰余金の配当に関する事項

①　配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年６月23日定時株主総会	普通株式	180,904	35	平成27年３月31日	平成27年６月24日

②　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

平成28年６月21日開催の第52回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額　　155,056千円
・１株当たり配当額　　30円
・基準日　　平成28年３月31日
・効力発生日　　平成28年６月22日

5．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し投機的な取引は行わない方針です。また、資金調達に関しましては、事業計画に照らして預金残高が十分にあると考えられるため銀行借入等は当面行わない方針です。

②金融商品の内容及びそのリスク及びリスク管理体制

営業債権である売掛金につきましては、顧客の信用リスクが存在しております。当該リスクに関しましては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの債権管理を行い、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、主として格付けの高い社債で運用しております。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
⑷現金及び預金	2,255,665	2,255,665	－
⑸売掛金	1,162,079	1,162,079	－
⑹有価証券及び投資有価証券	850,768	852,078	1,310
資産計	4,268,512	4,269,822	1,310
⑺買掛金	272,220	272,220	－
⑻未払法人税等	88,123	88,123	－
負債計	360,344	360,344	－

（注１）金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

⑷現金及び預金、⑸売掛金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑹有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。

負債

⑺買掛金、⑻未払法人税等

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	74,205

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「⑹有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

６．１株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たり純資産額　731円19銭

⑵　１株当たり当期純利益　46円06銭

７．その他の注記

金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	3,605,026	流動負債	989,364
現金及び預金	2,219,074	買掛金	276,104
売掛金	1,144,959	短期借入金	50,000
仕掛品	40,380	未払金	61,155
前払費用	76,912	未払費用	115,782
繰延税金資産	114,587	未払法人税等	87,796
その他	9,112	未払消費税等	75,647
固定資産	1,447,839	前受金	2,384
有形固定資産	157,718	預り金	23,433
建物	68,745	賞与引当金	293,386
車両運搬具	1,336	製品保証引当金	3,600
器具及び備品	18,147	ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ損失引当金	75
土地	69,488	固定負債	157,440
無形固定資産	29,692	退職給付引当金	154,165
ソフトウェア	24,048	役員退職慰労引当金	3,275
その他	5,643	負債合計	1,146,805
投資その他の資産	1,260,429	（純資産の部）	
投資有価証券	850,768	株主資本	3,868,522
関係会社株式	201,099	資本金	491,031
長期貸付金	16,400	資本剰余金	492,918
繰延税金資産	42,922	資本準備金	492,898
その他	149,238	その他資本剰余金	19
		利益剰余金	3,107,466
		利益準備金	29,890
		その他利益剰余金	3,077,576
		別途積立金	830,000
		繰越利益剰余金	2,247,576
		自己株式	△222,893
		評価・換算差額等	37,537
		その他有価証券評価差額金	37,537
		純資産合計	3,906,060
資産合計	5,052,866	負債・純資産合計	5,052,866

損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		7,931,659
売上原価		6,807,445
売上総利益		1,124,214
販売費及び一般管理費		784,069
営業利益		340,145
営業外収益		30,329
受取利息	396	
有価証券利息	1,700	
受取配当金	21,205	
経営指導料	3,300	
その他	3,727	
営業外費用		1,073
支払利息	710	
為替差損	359	
その他	3	
経常利益		369,400
特別損失		11,386
関係会社出資金評価損	11,386	
税引前当期純利益		358,014
法人税、住民税及び事業税	138,663	
法人税等調整額	△9,359	129,303
当期純利益		228,710

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	491,031	492,898	2	492,901	29,890	830,000	2,199,770	3,059,660
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△180,904	△180,904
当期純利益							228,710	228,710
自己株式の取得								
自己株式の処分			17	17				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	－	－	17	17	－	－	47,806	47,806
当期末残高	491,031	492,898	19	492,918	29,890	830,000	2,247,576	3,107,466

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△222,753	3,820,839	169,068	169,068	3,989,907
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△180,904			△180,904
当期純利益		228,710			228,710
自己株式の取得	△219	△219			△219
自己株式の処分	78	96			96
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			△131,530	△131,530	△131,530
事業年度中の変動額合計	△140	47,683	△131,530	△131,530	△83,847
当期末残高	△222,893	3,868,522	37,537	37,537	3,906,060

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項

⑴ 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
② 子会社株式	移動平均法による原価法
③ その他有価証券	
・時価のあるもの	決算日の市場価格等による時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・時価のないもの	移動平均法による原価法

⑵ たな卸資産の評価基準及び評価方法

・仕掛品	個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定） なお、受注制作のソフトウェアに係るプロジェクト損失引当金は仕掛品と相殺して表示しております。

⑶ 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産	定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 建物　15～47年 器具及び備品　４～10年
② 無形固定資産	
・ソフトウェア	自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

⑷ 引当金の計上基準

① 貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
② 賞与引当金	従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③　退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により発生時から費用処理しております。
なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

④　役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
なお、平成19年６月21日開催の定時株主総会の終結の時をもって取締役及び監査役に係る退職慰労金制度を廃止し打ち切り支給を行うこととしておりますので、同日以降の役員退職慰労引当金の繰入は行っておりません。
退職慰労金の打ち切り支給額及び支給の方法等は、取締役会の協議によって決定し、支給時期は取締役の退任の時以降としております。

⑤　製品保証引当金

販売したソフトウェア等の無償補修に係る支出に備えるため、発生が見込まれる個別のプロジェクト毎に費用の見込額を見積計上しております。

⑥　プロジェクト損失引当金

将来の損失発生が見込まれるプロジェクトについて、プロジェクト毎に個別に見積もった原価と受注金額との差額を計上しております。

⑸　その他計算書類作成のための基本となる事項

①　受注制作ソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクトについては、プロジェクトの進捗率に応じて売上計上する方法（プロジェクトの進捗率の見積りは原価比例法）を、その他のプロジェクトについては、プロジェクトの完成引渡時に売上計上する方法を適用しております。

②　消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2．貸借対照表に関する注記

⑴ 有形固定資産の減価償却累計額	142,741千円
⑵ 関係会社に対する金銭債権、債務	
① 短期金銭債権	874千円
② 短期金銭債務	60,269千円

3．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
①外注費	99,929千円
②その他の営業取引による取引高	9,615千円
営業取引以外の取引による取引高	4,010千円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	319,074株	247株	113株	319,208株

（注） 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによるものです。
自己株式の数の減少は、単元未満株式の買増し請求により売り渡したものです。

5．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	90,538千円
賞与社会保険料	12,568千円
未払事業税	7,696千円
退職給付引当金	47,205千円
その他	21,666千円
繰延税金資産小計	179,676千円
評価性引当額	△5,599千円
繰延税金資産合計	174,076千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△16,566千円
繰延税金負債合計	△16,566千円
繰延税金資産の純額	157,509千円

6．関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

7．１株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たり純資産額	755円73銭
⑵　１株当たり当期純利益	44円25銭

8．その他の注記

金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月９日

株式会社クエスト
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　久　保　伸　介　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　林　　敬　子　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社クエストの平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クエスト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類及びその附属明細書に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月９日

株式会社クエスト
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　久　保　伸　介　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　林　　敬　子　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社クエストの平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月10日

株式会社クエスト　監査役会

監査役(常勤社外監査役)　小西和雄　㊞

監査役　(社外監査役)　上柳敏郎　㊞

監査役　(社外監査役)　堀井啓祐　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第52期の期末配当につきましては、当事業年度の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金30円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は155,056,800円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年６月22日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

(1) 平成27年５月１日施行の「会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）」により監査等委員会設置会社が新たに創設されました。当社は監査役会設置会社ですが、監査等委員会を設置することにより、取締役会の監督機能の一層の強化とコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るため監査等委員会設置会社に移行するものです。

(2) 改正会社法により会社法第427条に定める責任限定契約の対象が非業務執行取締役に拡大されたことを受けて、責任限定契約の対象を拡大するため必要な条項の変更を行うものです。なお、現行定款第24条第２項の変更につきましては各監査役の同意を得ております。

(3) 当社の主たる事業及び情報産業業界の変遷に併せて目的を見直すものです。

(4) 上記のほか、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供、取締役会決議の書面等による決議、そのほか一部条文の追加を行うものです。

(5) 上記のほか、現行定款を一部見直し、語句の追加、修正を行うものです。

(6) 上記条文の加除に伴い、条数の変更・繰り下げ等を行います。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線は変更部分を示します。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第１章　総　　則	第１章　総　　則
第１条　（条文省略）	第１条　（現行どおり）
（目　的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．コンピュータ及びこれに関連する電子機器並びに通信機器の販売及びこれらに附帯する利用技術の開発及び販売 ２．前号の利用技術に関するコンサルティング及び教育 ３．コンピュータによる情報処理の受託及びサービス業務 ４．コンピュータ施設の運用及び管理の受託業務	（目　的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 情報システムに関する企画、設計、開発、構築、保守、運用及び管理 (2) 経営並びに情報システムに関するコンサルティング及び技術指導・研修 (3) 情報技術を用いたアウトソーシングサービスその他の各種サービス (4) 情報システムに関する製品・サービスの販売、使用許諾、賃貸・リース及び輸出入

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
5．労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律に基づく労働者派遣事業	(5) 労働者派遣事業
6．世界各国とコンピュータ技術の業務提携及び輸出入業務	(6) 電気通信事業
7．前各号に附帯する一切の業務	(7) 前各号に関連又は附帯する一切の事業
第3条　（条文省略）	第3条　（現行どおり）
（機　関） 第4条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	（機　関） 第4条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 （削除） (2) 監査等委員会 (3) 会計監査人
第5条　（条文省略）	第5条　（現行どおり）
第2章　株　　式	第2章　株　　式
第6条～第7条　（条文省略）	第6条～第7条　（現行どおり）
（単元未満株式を有する株主の権利） 第8条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利及び定款に定める権利以外の権利を行使することができない。 1．会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2．会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3．株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 4．次条に定める請求をする権利	（単元未満株式を有する株主の権利） 第8条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利及び定款に定める権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利
第9条～第10条　（条文省略）	第9条～第10条　（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（株主名簿管理人） 第11条　当会社は、株式につき株主名簿管理人を置く。 ②　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。 ③　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿等への記録、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においてはこれを取り扱わない。	（株主名簿管理人） 第11条　当会社は、株式につき株主名簿管理人を置く。 2．株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。 3．当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿等への記録、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においてはこれを取り扱わない。
（株式取扱規程） 第12条　当会社の株式に関する取り扱い及び手数料については、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。	（株式取扱規程） 第12条　当会社の株式に関する取り扱い及び手数料については、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。
（基準日） 第13条　当会社の定時株主総会における議決権の基準日は、毎年３月31日とする。 ②　前項その他本定款に定めがある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して基準日を定めることができる。	（基準日） 第13条　当会社の定時株主総会における議決権の基準日は、毎年３月31日とする。 2．前項その他本定款に定めがある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して基準日を定めることができる。
第３章　株　主　総　会	第３章　株　主　総　会
第14条　（条文省略）	第14条　（現行どおり）
（招集者及び議長） 第15条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長に任ずる。但し、取締役社長に差し支えあるとき、又は欠けたときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任に当たる。	（招集者及び議長） 第15条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長に任ずる。ただし、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任に当たる。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新設）	（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第16条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
（決議の方法） 第16条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。 ②　会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上で行う。	（決議の方法） 第17条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。 ２．会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上で行う。
第17条　（条文省略）	第18条　（現行どおり）
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
（員　数） 第18条　当会社の取締役は、３名以上とする。	（員　数） 第19条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。 ２．当会社の監査等委員である取締役は、４名以内とする。
（新設）	
（選　任） 第19条　（新設） 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ②　取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。	（選　任） 第20条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。 ２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ３．取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新設）	４．当会社は、会社法第329条第３項により法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
（新設）	５．補欠の監査等委員である取締役選任の効力は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
（任　期） 第20条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。	（任　期） 第21条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	２．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	３．任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（取締役会） 第21条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、その議長に任ずる。但し、取締役会長に差し支えあるとき、又は欠けたときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任に当たる。	（取締役会の招集） 第22条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、その議長に任ずる。取締役会長を置かないとき又は取締役会長に事故があるときは、取締役社長がこれに代わり、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任に当たる。
②　取締役会の招集は、各取締役及び各監査役に対し、会日の３日前までにその通知を発する。但し、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。	２．取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。
（決議の方法） 第22条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数をもって行う。	（決議の方法） 第23条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新設）	（取締役会決議の省略） 第24条　当会社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
（新設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第25条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
（代表取締役及び役付取締役） 第23条　取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長、取締役副社長各１名、専務取締役及び常務取締役若干名を置くことができる。 ②　取締役社長は会社を代表し、業務を統轄する。	（代表取締役及び役付取締役） 第26条　取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長、取締役副社長各１名、専務取締役及び常務取締役若干名を置くことができる。 ２．取締役社長は会社を代表し、業務を統轄する。
（新設）	（報酬等） 第27条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
（取締役の責任免除） 第24条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第423条第１項の賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ②　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。	（取締役の責任免除） 第28条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第423条第１項の賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新設）	（取締役会規程） 第29条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。
第５章　監査役及び監査役会	（削除）
（員　数） 第25条　当会社の監査役は、４名以内とする。	（削除）
（選　任） 第26条　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削除）
（補欠監査役の予選の効力） 第27条　補欠監査役の予選の効力は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。	（削除）
（常勤監査役） 第28条　監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。	（削除）
（任　期） 第29条　監査役の任期は選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削除）
（監査役会の招集通知） 第30条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。 ②　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	（削除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（監査役会の決議方法） 第31条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（削除）
（監査役の責任免除） 第32条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第１項の賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ②　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。	（削除）
（新設）	第５章　監査等委員会
（新設）	（監査等委員会の招集） 第30条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
（新設）	（常勤の監査等委員） 第31条　監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を、監査等委員会の決議をもって選定することができる。
（新設）	（監査等委員会規程） 第32条　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
第33条　（条文省略）	第33条　（現行どおり）
（任　期） 第34条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。	（任　期） 第34条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２．会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。
第７章　計　　算	第７章　計　　算
第35条～第38条　（条文省略）	第35条～第38条　（現行どおり）
（新設）	附　則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 第１条　当会社は、第52回定時株主総会終結前の行為に関して、会社法第426条第１項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第１項の賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２．第52回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関して、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第32条第２項の定めるところによる。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（８名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名（生年月日）所有する当社の株式数	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）
1	佐藤（さとう）　和朗（かずろう） （昭和27年３月６日生） 45,571株	平成９年４月　ソニー株式会社 ＩＳ戦略部統括部長 平成12年４月　ソニーシステムデザイン株式会社 （現 ソニーグローバルソリューションズ株式会社） 代表取締役社長 平成13年４月　ソニー株式会社 ＩＳソリューションズセンター長 平成15年７月　ソニーグローバルソリューションズ株式会社 代表取締役副社長兼ＣＯＯ 平成17年４月　当社 顧問 平成17年６月　当社 取締役副社長 平成18年６月　当社 代表取締役社長（現任） 平成19年10月　慧徳科技（大連）有限公司 執行董事（現任）
		【取締役候補者とした理由】 平成18年当社代表取締役に就任。以来、豊富な知識・経験を活かし事業構造改革、経営体制の整備、強化に取り組んでまいりました。経営者としてのリーダーシップ、バランス感覚を備え、経営全般の的確かつ公平な監督を期待できることから、取締役として適任であると判断し候補者としました。

候補者番号	氏名 （生年月日） 所有する当社の株式数	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）
2	清澤（せいざわ） 一郎（いちろう） （昭和30年12月25日生） 4,600株	昭和55年４月　ソニー株式会社 入社 昭和60年９月　ソニー・コーポレーション・オブ・アメリカ ＩＳ部 平成４年４月　ソニー株式会社 情報システムセンター コンサルティング統括課長 平成８年４月　同社 情報システムセンター ＩＳ戦略統括部長 平成９年12月　ソニーヨーロッパ ＩＳストラテジー・ディレクター 平成12年４月　ソニー株式会社 ｅＳＯＮＹ推進本部 技術戦略統括部長 平成14年４月　同社 ネットワークアプリケーション&コンテンツサービスセクター ｅプラットフォーム戦略企画統括部長 平成21年７月　当社 入社 執行役員 システムソリューション第一副事業部長 平成21年10月　当社 システムソリューション第一事業部長 平成22年４月　当社 IT Value-Up事業推進室長 平成24年６月　当社 取締役（現任） 当社 仙台営業所（現 東北支社）担当（現任） 平成26年４月　当社 IT Value-Up事業推進室担当 平成26年６月　当社 スマートソリューション技術開発室担当（現任） 平成28年４月　当社 システムソリューション第一事業部担当（現任） 当社 IT Value-Up事業部担当（現任） 【取締役候補者とした理由】 平成21年当社入社、執行役員、システム開発事業を担当。平成24年取締役就任。コンサルティングやシステム開発プロジェクトの経験を活かし、システム品質を向上するとともに新規事業の立ち上げ、拡大を推進。情報システム全般に亘る豊富な知識・経験を有し、同業務に精通しており、取締役として適任であると判断し候補者としました。

候補者番号	氏名 （生年月日） 所有する当社の株式数	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）
3	塚田（つかだ）　治樹（はるき） （昭和28年７月５日生） 17,200株	平成４年12月　ソニーヨーロッパ 部長（経理財務担当） 平成７年10月　ソニー株式会社 国際会計部 課長 平成10年５月　同社 財務部 統括課長 平成14年３月　ソニーインディア 取締役 平成17年７月　当社 入社 経理部長 平成19年10月　慧徳科技（大連）有限公司 監事（現任） 平成19年12月　株式会社ドラフト・イン 監査役（現任） 平成20年６月　株式会社データ・処理センター 監査役 平成20年７月　当社 執行役員 当社 経理部長兼経営管理部長（現任） 平成22年６月　当社 取締役 平成24年６月　当社 常務取締役（現任） 当社 管理担当（現任） 【取締役候補者とした理由】 平成17年当社入社。以来一貫して経理及び経営管理の分野を担当。平成22年取締役就任。財務・会計の健全性や適正性を図るとともに業務の効率性、事業リスク管理等にも取り組み、同分野全般に亘り豊富な知識・経験を有することから、取締役として適任であると判断し候補者としました。
4	兒島（こじま）　賢（けん） （昭和37年６月10日生） 23,862株	昭和63年４月　当社 入社 平成15年４月　当社 ＩＴセンター長 平成16年10月　当社 執行役員 当社 システムサービス事業部長 平成20年６月　当社 取締役（現任） 平成22年４月　当社 インフラソリューション事業部長 平成23年６月　当社 名古屋営業所（現 中部支社）担当（現任） 平成24年６月　株式会社データ・処理センター 取締役 株式会社ドラフト・イン 取締役（現任） 平成26年４月　当社 インフラプロダクト＆インテグレーション事業部長（現任） 当社 インフラソリューション事業部担当（現任） 【取締役候補者とした理由】 昭和63年当社入社以来、情報システムのインフラ開発やサービス事業に従事し事業拡大を推進。平成20年取締役就任。各種サービスに関する技術及び豊富な知識・経験を活かした事業開発、取引先開拓、技術者育成等、同分野に精通しており、取締役として適任であると判断し候補者としました。

候補者番号	氏名 （生年月日） 所有する当社の株式数	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）
5	大橋（おおはし）　春彦（はるひこ） （昭和34年１月26日生） 4,100株	昭和57年４月　株式会社富士通ソーシアルサイエンスラボラトリ入社 昭和63年５月　ソニー株式会社 情報システム運用部 平成10年４月　同社 コーポレートＩＳソリューションズ 情報技術部 課長 平成14年４月　同社 ネットワークアプリケーション&コンテンツサービスセンター ｅービジネスシステム開発部 統括部長 平成17年４月　ソニーグローバルソリューションズ株式会社 ｅーシステムソリューション 部門長 平成20年２月　ビットワレット株式会社（現 楽天Ｅｄｙ株式会社） チーフインフォメーションオフィサー 平成22年６月　株式会社スマートリンクネットワーク（現 ソニーペイメントサービス株式会社） 執行役員 システム企画部門長 平成24年６月　当社 入社 執行役員 当社 ＩＴセンター長（現任） 平成26年６月　当社 取締役（現任） 当社 金融システム事業部担当（現任） 【取締役候補者とした理由】 平成24年当社入社、執行役員。平成26年取締役就任。ＩＴセンター長として社内の情報システムの統制、顧客システム開発に関する品質向上施策等を推進するとともに当社金融システム事業部担当役員を兼任。情報システム全般に亘る豊富な知識・経験を有し、同業務に精通しており、取締役として適任であると判断し候補者としました。

候補者番号	氏名 （生年月日） 所有する当社の株式数	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）
6	佐野（さの）　十久司（とくじ） （昭和29年２月28日生） 8,000株	昭和52年４月　東京芝浦電気株式会社（現 株式会社東芝）入社 平成４年４月　同社 人事教育部グループ（採用担当）担当課長 平成10年３月　同社 勤労部グループ（整員企画担当）グループ長 平成15年10月　東芝コンシューママーケティング株式会社 総務部長 平成19年６月　東芝ビジネス＆ライフサービス株式会社 取締役総務部長 平成21年６月　東芝総合人材開発株式会社 常務取締役 平成22年６月　同社 代表取締役社長 平成26年６月　当社 取締役（現任） 当社 人事総務部担当（現任） 当社 渉外担当（現任）
		【取締役候補者とした理由】 平成26年当社取締役に就任、人事・総務分野を担当。豊富な知識・経験を活かし、人事制度改定、採用戦略立案、教育制度改革等を推進。また企業経営者を経験した見地からコーポレート・ガバナンス分野における知見を有しており、取締役として適任であると判断し候補者としました。

（注）各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名（生年月日）所有する当社の株式数	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）
1	上柳（うえやぎ）　敏郎（としろう） （昭和32年４月11日生） 2,500株	昭和58年４月　弁護士登録 平成４年12月　米国ニューヨーク州弁護士登録 平成７年10月　東京駿河台法律事務所パートナー（現任） 平成８年９月　国際水泳連盟ドーピング審査委員（現任） 平成10年12月　金融審議会第一部会委員 平成14年５月　社団法人自由人権協会理事 平成16年４月　早稲田大学大学院法務研究科 客員教授 平成20年４月　株式会社アースアプレイザル 社外監査役 平成20年６月　当社 監査役（現任） 平成22年４月　東京大学大学院法学政治学研究科 客員教授 平成27年４月　第一東京弁護士会副会長
		【社外取締役候補者とした理由】 昭和58年弁護士登録。弁護士事務所代表。専門的な知見と企業法務に関する豊富な実務経験を有し、平成20年当社社外監査役就任。取締役の職務執行監査等の役割を適切に果たした実績を踏まえ、社外取締役として会社の意思決定等に建設的で公正な意見を述べることができる資質を評価し候補者としました。当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしております。

候補者番号	氏名 （生年月日） 所有する当社の株式数	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）
2	堀井（ほりい）　啓祐（けいすけ） （昭和29年３月８日生） 3,000株	昭和51年４月　ソニー株式会社 入社 法務部 昭和59年２月　ソニー・コーポレーション・オブ・アメリカ 法務部 マネジャー 平成８年６月　ソニー株式会社 法務部統括部長 平成13年４月　同社 セミコンダクタネットワークカンパニー 経営戦略部門長 平成15年６月　同社 コンプライアンス部門長 平成16年７月　同社 法務・コンプライアンス部門長 平成21年６月　同社 退社 平成22年10月　株式会社１丁目ほりい事務所 代表取締役（現任） 株式会社朋栄 顧問（現任） 平成22年12月　株式会社バイテック（現 株式会社バイテックホールディングス） 顧問（現任） 平成24年６月　当社 監査役（現任） 【社外取締役候補者とした理由】 平成24年当社社外監査役就任。前職において法務・コンプライアンス分野での豊富な実務経験を有し、現在も企業経営に携わっています。取締役の職務執行監査等の役割を適切に果たした実績を踏まえ、社外取締役として会社の意思決定等に建設的で公正な意見を述べることができる資質を評価し候補者としました。当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしております。

候補者番号	氏名 （生年月日） 所有する当社の株式数	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）
※3	吉村（よしむら）　卓士（たかし） （昭和31年９月29日生） －株	昭和56年４月　東京芝浦電気株式会社（現 株式会社東芝） 入社 平成８年６月　同社 映像メディア事業本部経理部グループ長 平成11年４月　同社 デジタルメディア機器社経理部グループ長 平成13年５月　東芝シンガポール社 取締役経理部長 平成18年６月　株式会社東芝 府中事業所経理部長 平成20年５月　株式会社東芝 電力流通・産業システム社経理部長 平成23年５月　東芝コンシューマエレクトロニクス・ホールディングス株式会社 取締役経理部長 平成25年10月　東芝ホームアプライアンス株式会社 （現 東芝ライフスタイル株式会社） 取締役経理部長 平成26年６月　東芝産業機器システム株式会社 取締役経理部長（現任） 【社外取締役候補者とした理由】 国内外の各社経理部門の責任者として企業経営に従事し、幅広い経験を積むとともに財務・会計の分野だけでなく経営管理の面においても相当程度の知見を有しています。社外取締役として業務執行の監督、監査機能の強化等、企業体質の向上を推進することを期して、候補者としました。当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしております。

（注）１．※印は、新任の候補者であります。
２．各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
３．在任期間
①上柳敏郎氏は現在、当社の監査役ですが、監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって８年となります。
②堀井啓祐氏は現在、当社の監査役ですが、監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって４年となります。
４．当社と上柳敏郎氏、堀井啓祐氏とは、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。また両氏の選任が承認された場合には、同様の内容の契約を継続する予定であります。
また、吉村卓士氏が選任された場合には、当社は同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
５．当社は、上柳敏郎氏、堀井啓祐氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。両氏の選任が承認された場合は、当社は改めて独立役員として届け出る予定であります。また、吉村卓士氏が選任された場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出る予定であります。

第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

また、補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取消すことができるものとさせていただきます。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

氏　　名 （生　年　月　日） 所有する当社の株式数	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）
小西（こにし）　和雄（かずお） （昭和26年９月８日生） 5,700株	昭和50年４月　東京芝浦電気株式会社（現 株式会社東芝）入社 昭和61年４月　東芝セミコンダクタドイツ社 経理部長 平成３年６月　株式会社東芝 主計部管理担当課長 平成７年６月　東芝アメリカ電子部品社 経理部長 平成13年６月　株式会社東芝 財務部資金担当グループ長 平成14年５月　株式会社東芝 医用システム社 経理部長 平成15年９月　東芝メディカルシステムズ株式会社 取締役経理部長 平成17年６月　東芝エレベータ株式会社 取締役常務経理部長 平成20年６月　同社 取締役上席常務経理部長 平成23年６月　同社 顧問 平成24年６月　当社 常勤監査役（現任）
	【社外取締役候補者とした理由】 平成24年当社常勤監査役就任。その前職より経理部門の責任者として従事し、幅広い経験を積むとともに財務・会計の分野だけでなく経営管理の面においても相当程度の知見を有しています。社外取締役として業務執行の監督、監査機能の強化、企業体質の向上等の実績を踏まえ、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としました。当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしております。

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．小西和雄氏は、補欠の社外取締役候補者であります。

３．小西和雄氏が社外取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額といたします。

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成13年６月28日開催の第37回定時株主総会において、年額180百万円以内（ただし、使用人分は含まない。）と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに監査等委員以外の取締役の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額210百万円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、監査等委員以外の取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は８名であり、本議案に係る監査等委員以外の取締役の員数は、第２号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決されますと６名となります。

なお、本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

第７号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額30百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第２号議案及び第４号議案が原案どおり承認可決されますと３名となります。

なお、本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

以　上

株主総会会場ご案内図

ホテルＪＡＬシティ田町 東京
地下１階　鳳凰の間
東京都港区芝浦三丁目16番18号
TEL(03)5444－0202



交通　ＪＲ田町駅芝浦口（東口）より徒歩約５分
地下鉄都営三田線・都営浅草線三田駅A4番出口より
（JR田町駅構内経由）徒歩約10分
当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、
お車でのご来場はご遠慮願います。

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。
FSC www.fsc.org
ミックス
責任ある木質資源を
使用した紙
FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK